

11月、12月は「STOP滞納!! 県下一斉徴収強化月間」

納税は、日本国憲法に定められた国民の3大義務の一つです。税金を

納期限までに納付せず、滞納したままにしておくことは納期限内に納付している大多数の納税者との公平性を欠くこととなります。

また、市税は福祉や教育、生活環境の整備などの市民サービスを充実させるための大切な財源です。市税の滞納は、その財源確保に大きな影響を及ぼし、市民サービスに支障をきたすことにもなりかねません。

そこで、市では納期限内に納付がない人に対して、督促状や催告書の送付、電話、訪問による催告により自主納付を促しています。

滞納の縮減のために

市では、福岡県および県内市町村と連携し、個人住民税をはじめとする地方税の徴収率の向上と滞納の縮減を図るため、11、12月を「県下一斉徴収月間」と位置づけ、県下一斉に徴収対策を強化するとともに、納税推進に向けた広報などさまざまな取り組みを行います。

この機会に、納め忘れの税金がなにかご確認ください。

強化月間の取り組み内容

- ▽広報紙、のぼり旗、チラシなどによる納税推進の取り組み
- ▽滞納者に対しての一斉催告、差押え、タイヤロック、搜索などの滞納処分の強化
- ▽その他、県および市町村ごとのさまざまな取納対策

税金の問い合わせ先

税金の種類によって、市役所、県税事務所、税務署のそれぞれの担当窓口になります。必ず納税通知書などで問い合わせ先をご確認ください。

○筑紫野市役所に問い合わせる税金の種類(市税)

市県民税、固定資産税(都市計画税含む)、軽自動車税、国民健康保険税など

○筑紫県税務所に問い合わせる税金の種類(県税) ☎(513) 5573

自動車税(軽自動車除く)、個人事業税、不動産取得税など

○筑紫税務署に問い合わせる税金の種類(国税) ☎(923) 1406
所得税、相続税、贈与税、消費税など

●問い合わせ先 収納課



県下一斉
徴収強化月間

STOP滞納!!

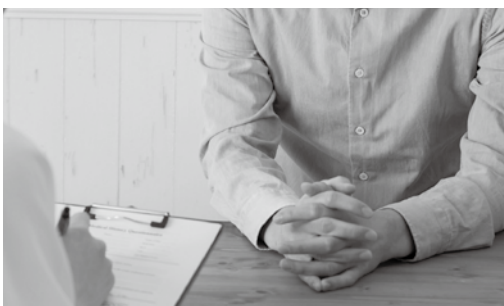
それでも特に事情もなく滞納を続ける人に対しては、法に基づき財産の滞納処分を行っています。

事情があっても納付できない場合には、必ず事前にご相談ください。



タイヤロック

ファイナンシャルプランナーによる相談会



生活費や借入金などの状況を聞き取りし、家計を見直します

収納課では、税制、住宅ローン、生命保険、年金制度など幅広い知識を備えサポートしてくれる家計相談の専門家「ファイナンシャルプランナー」による納税相談会を実施しています。

滞納を抱えた人で、事業不振に関すること、ライフプランの見直し、借金問題、過払い金返還請求などについての相談を受け付けています。

相談会は毎月1回の開催で予約制となっています。事前に収納課までご連絡ください。